

多治見市文化会館友の会（TaBun メンバーズ） 会員規約

（名称）

第1条 この会員制度は多治見市文化会館友の会と称し、愛称を TaBun メンバーズと称します。

（目的）

第2条 本会は、公益財団法人多治見市文化振興事業団（以下「事業団」といいます。）が指定管理者として管理運営する多治見市文化会館（以下「文化会館」といいます。）において行う舞台芸術活動への参加の機会を積極的に提供し、芸術文化に対する造詣の深い人材の育成を図り、もって芸術文化の発展と地域振興に寄与することを目的とします。

（会員）

第3条 会員は、この規約を確認の上、所定の申込用紙を文化会館へ提出し、文化会館が入会を認めた方をいいます。

2 会員の種類は「メール会員」及び「郵送会員」の2種類とします。

メール会員 イベント情報をメールマガジンで配信します。

郵送会員 イベント情報誌「TaBunNET」を郵送します。

（会費）

第4条 入会金、年会費は無料とします。

（会員期間）

第5条 会員が資格を有する期間は、入会日から、1年経過後の月末まで（以下「会員期間」といいます）とします。

2 会員期間中に延長の申し出及び1回以上の利用があった場合、会員期間が1年自動延長されます。

（会員サービス）

第6条 会員は、文化会館が別途定める「会員」を対象とした各種サービス（以下「会員サービス」といいます）を所定の方法により利用することができます。また、サービス内容は、予告なく変更されることがあります。

（届け出事項の変更）

第7条 会員は、文化会館に届け出た内容に変更が生じた場合には、ただちに変更事項を届けるものとします。

2 会員は、前項による届け出がないために文化会館からの通知、送付書類等が延着または不到着となっても、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

(退会)

第 8 条 以下の場合会員が退会の申し出を行ったものとし、会員資格ならびに会員サービスを停止します。

- (1) 会員自らが退会を申し出た場合。
- (2) 会員期間中に一度も利用がなかった場合。
- (3) 会員が死亡した場合。また家族からその旨の通知があった場合。

(会員資格の喪失)

第 9 条 文化会館は、会員が次のいずれかに相当する場合は、会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 文化会館への虚偽の申告があった場合。
 - (2) 規約に違反するなど、その他文化会館の運営上に支障がある場合。
- 2 文化会館の指定管理者である事業団が、指定管理者でなくなった場合は、有効期限内であっても、その権利は消滅することとなります。

(個人情報)

第 10 条 文化会館は、会員の個人情報を本会の運営以外には使用しません。

- 2 個人情報の管理は、事業団が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、適切に管理するものとします。

(規約の変更)

第 11 条 文化会館は、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、文化会館は変更事項を会員に速やかに通知するものとします。

- 2 この規約に定めのない事項について、必要があるときは、文化会館が別途定めるものとします。

附 則

- 1 この規約は、令和 4 年 10 月 1 日より適用します。

お問合せ・ご入会は

バロー文化ホール

(多治見市文化会館)

〒507-0039 岐阜県多治見市十九田町 2-8

Tel 0572-23-2600 Fax 0572-23-7555